

平成25年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	対人地雷禁止条約締約国会議等分担金			担当部局庁	軍縮不拡散・科学部			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成10年度開始			担当課室	通常兵器室			室長 野口 泰	
会計区分	一般会計			政策・施策名	基本目標 VII：国際分担金其他諸費 具体的施策 VII-1 国際機関を通じた政策及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条3項			関係する計画、通知等	対人地雷禁止条約第14条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、97年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、98年9月に締結。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、本条約運用のための重要事項について議論を行うため、締約国会議を開催する。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	35	38	18	5	10		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
	計		35	38	18	5	10		
	執行額		0	3	4				
	執行率(%)		0.0	8.9	19.5				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	効果的な運用に繋げることを目的として、会期間会合及び締約国会議において活発な議論を行い、締約国会議において、最終文書を採択している。締約国会議では、締約国による条約の実施状況と進展についての分析・報告が行われる予定であり、我が国も、条約の下でのこれまでの取組を積極的にアピールしつつ、議論を積極的に主導することを目指す。			成果実績		ジュネーブ進捗報告書の作成	プノンペン進捗報告の作成・承認	締約国による条約の実施状況と進展の分析・報告	ジュネーブ進捗報告書の作成・採択
				達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	2012年5月に会期間会合、12月に第12回締約国会議が開催。			活動実績 (当初見込み)	回	1 (1)	1 (1)	1 (1)	— (1)
単位当たりコスト	3, 592千円／1回			算出根拠	平成24年度年次締約国会合の予算(3,592千円)／締約国会合回数(1)				
平成25・26年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	分担金	5	10						
	計	5	10						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	○本条約は、一般市民が被害者となる対人地雷の問題に対処するための国際合意であり、国際合意に基づいた枠組を運用するための経費であるとの性質上、国費を充当する必要がある。 ○本条約第14条に基づき、締約国会議の費用は締約国及び会議に参加する非締約国が負担することと規定されており、本件分担金の拠出は法的義務である。 ○我が国は、国際的な地雷問題への対応を、軍縮・人道・開発の分野に跨る重要な政策課題として位置づけている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	○本件会議経費は、締約国会議で採択され、会議費に関する疑問点等があれば、暫定事務局（履行支援ユニット）が締約国に対する説明責任を果たしている。 ○会議費が当初の想定よりも低く抑えられた場合には、翌年の支払いと相殺して差し引いた額を支払うこととなっている。 ○条約運用の業務は最小限のスタッフで行っており、コスト水準は妥当。 ○我が国以外の締約国からの任意拠出金により、別途、事務局（履行支援ユニット）の人件費・活動経費は支えられており、本件会議費の使途は限定されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－	○条約枠組の活動実績としては、87か国が貯蔵地雷の廃棄を完了し、過去10年間で310万個の対人地雷が除去され、地雷の被害者は年間1／3に減少している。 ○カルタヘナ行動計画及び毎年採択される進捗報告書等により、成果目標の設定と達成度の確認が行われている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本条約は、対人地雷がもたらす人道上・開発上の問題に対処するため、締約国が領域内に所在する地雷を除去し、貯蔵地雷の廃棄を通じて将来の地雷使用を予防し、地雷問題に関する国際協力を促す枠組みとして効果を発揮している。条約の義務規定が確実に履行されるよう、締約国会議では各締約国の義務履行の進捗状況の確認が行われており、その結果として、条約採択以前と比較して地雷の被害は減少し、多くの汚染地が解放され、被害者を巡る状況は改善している。過去10年間の間に、4200万発もの地雷が廃棄・除去され、10年前と比較すると、地雷による自己発生率が3分の1に減少している（1日に32人から11～12人へ）。2011年には、3か国（ギニアビサウ、ナイジェリア、ネパール）の地雷除去作業が完了した。他方で、未だ約60か国が地雷汚染地域を有しており、地雷対策の課題は残っている。					
外部有識者の所見						
対人地雷禁止条約（オタワ条約）の意義を踏まえると、本条約運用の重要事項の議論を行う締結国会議に対して分担金を拠出する意義は高い。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	日本の分担額・拠出額に応じて要求を見直す。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	59	平成23年	44	平成24年	66